

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.139

平成 26 年 2 月 12 日

スマートフォンに、心あたりのない業者から、身に覚えのない料金を請求する強迫的なメールが送られてきます。業者の連絡先も書いてないのですが...

## 相談内容

【相談者 30代 男性】

スマートフォンに、心あたりのない業者から「400 万円の未納金があるので、給料、財産を差し押さえる。」という身に覚えのない料金を請求する強迫的なメールが度々送られてきます。連絡先の記載がないので不安になり、業者のホームページを見ると、別会社への相談を勧める記載がありました。どうすればよいでしょうか...

## 対処方法

これは、身に覚えのない料金請求のメールが送りつけられる「架空請求」の新たな手口の相談です。消費者を不安に陥れ、記載されている連絡先に電話をかけさせる手口が一般的ですが、この事例は、送りつけられたメールには連絡先の記載がなく、さらに不安になった消費者が業者のホームページを検索すると別会社に相談するよう誘導され、架空の請求につながる手の込んだ手口と思われます。

- ・ 相談者には、身に覚えがなければ支払わないこと、ホームページ上に、別会社など連絡先の記載があっても、絶対に連絡しないことを助言しました。
- ・ 証拠となるメールは保存しておきましょう。
- ・ 迷惑メール対策の設定も有効です(携帯電話会社に相談)。
- ・ 一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。また、万一支払ってしまった場合や、根拠のない悪質な取立てがある場合は、警察に相談してください。

身に覚えがなければ無視!



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890